2024 年 5 月 1 日

株式会社トータルグロース

改正派遣法に基づくマージン率の公開

「改正労働者派遣法」に基づき、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第２３条第５項）このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率　＝　（派遣料金の平均額　－　派遣労働者の賃金の平均額）　÷　派遣料金の平均額

※当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときはこれを四捨五入する（消費税別）

マージンに含まれる費用

福利厚生費、有給休暇費用、教育訓練費、募集採用費、就業管理費、営業費、営業利益

事業所名称　：　株式会社トータルグロース

事業所所在地　：　愛知県名古屋市中区錦 1-5-28 ミワビル２F

・マージン率　　３４．９％

・派遣料金の平均額　　１５，５０４円（1日８時間当たり換算）

・派遣社員の賃金の平均　　１０，０８８円（1日８時間当たり換算）

・教育訓練に関する事項　　入職時基礎訓練、サービス技術向上訓練 他（座学・実技指導）

・労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結の有無 ・・・ 有

・上記労使協定の有効期間 ・・・ 2024 年 4 月 1 日 ～ 2025 年 3 月 31 日

・上記労使協定の対象となる労働者の範囲 ・・・ 全ての派遣労働者

・キャリアコンサルティングの相談窓口 ・・・ 当社管理部［ 電話：0120-886-963 ］